

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問28（情）第19号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年10月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇地方裁判所平成〇年（〇）第〇〇号事件，訴訟代理人〇〇〇〇に係る関係書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、平成28年11月2日付けで決定期間の延長を行い、その後、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年12月2日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年12月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、存否応答拒否の理由の「保護されるべき利益」などない、ということである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

本件請求の内容は、〇〇地方裁判所における特定の事件番号に係る訴訟事件に関するものである。

裁判所における事件番号は、訴訟事件ごとに個別に付されるものであり、当該訴訟関係者の個人識別情報といえるため、対象行政文書の存否を明らかにすると、特定訴訟事件に係る訴訟関係者の個人識別情報の存否が明らかとなる。

よって、対象行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定をしたものである。

2 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「存否応答拒否の理由の『保護されるべき利益』などない。」と主張するが、上記1のとおり、保護されるべき利益は、条例で保護される不開示情報であり存在する。

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る行政文書について

本件請求に係る行政文書は、特定の民事訴訟事件における訴訟代理人の弁護士に関する書類であり、実施機関は、存否を答えるだけで条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することになるとして本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報である場合を除き、不開示とすることを規定している。

本件請求は、上記1のとおり、受訴裁判所及び事件番号を特定した上で、該当する民事訴訟事件における訴訟代理人に関する書類の開示を求めるものであ

る。

事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものとは認められないが、これを公にすれば、受訴裁判所の訴訟記録と照合することにより、特定の民事訴訟事件に係る関係者の氏名、住所、生年月日等個人を識別することができることとなるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、当該情報の存否を答えると、特定訴訟事件に係る関係者個人を識別することができる情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

次に、条例第10条第2号ただし書該当の当否について検討すると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」とされているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧には訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されていることなどから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

また、判例データベース等に事件番号が掲載されていたとしても、そこでは、関係者が個人である場合は個人名を伏せて公表するなどしており、これらは、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。

そうすると、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号が判例データベース等に掲載されていたとしても、これをもって、事件番号が条例に基づく情報公開制度において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第10条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当と認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 16	・ 諮問を受けた。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 25 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 22 (平成29年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授